

東京都公報

発行
東京都

目次

告 示

- 東京都後期高齢者医療広域連合の規約の変更届出
……………（総務局行政部政課）……………一
- 建築基準法による道路位置の指定
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………一
- 指定障害福祉サービス事業者の廃止
……………（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）……………一
- 指定障害福祉サービス事業者の指定
……………（同）……………三
- 東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（十）の別に定める「くろまぐろ」の変更
……………（産業労働局農林水産部水産課）……………五
- 告 示（選）
- 政治活動のために寄附を受け、又は支出をするこ
とができなくなった団体……………六
- 東京都議会議員補欠選挙（大田区、北区、日野市
及び北多摩第三の各選挙区）の選挙期日……………七
- 東京都議会議員補欠選挙（大田区、北区、日野市
及び北多摩第三の各選挙区）における選挙長及び
同職務代理者の選任……………七
- 東京都議会議員補欠選挙（大田区、北区、日野市
及び北多摩第三の各選挙区）における選挙公報掲
載申請期限……………七

○東京都議会議員補欠選挙（大田区、北区、日野市
及び北多摩第三の各選挙区）における選挙会の場
所及び日時……………七

○東京都議会議員補欠選挙（大田区、北区及び日野
市の各選挙区）における開票事務と選挙会事務と
の合同……………七

公 告

○開発行為に関する工事完了……………七

……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……………七

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………八

……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………八

告 示

●東京都告示第八百九十九号

東京都後期高齢者医療広域連合の規約を変更する届出を
受理したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七
号）第二百九十一条の三第五項の規定に基づき次のとおり
公表する。

令和二年六月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 受理年月日
- 令和二年三月三十一日
- 二 変更の内容
- 次に掲げる経費を令和二年度及び令和三年度に限り、
各区市町村の負担とする。

- (一) 審査支払手数料相当額
- (二) 財政安定化基金拠出金相当額
- (三) 保険料未収金補填分相当額
- (四) 保険料所得割額減額分相当額
- (五) 葬祭費相当額

三 変更の理由

後期高齢者医療の保険料の軽減に係る経費を各区市町
村が支弁することとするため。

四 変更期日

令和二年四月一日

●東京都告示第九百号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」
という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のと
おり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置
いて縦覧に供する。

令和二年六月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和二年六月十二日	武蔵村山市大南二丁目十番五、同番五地先及び同番十	延長 二六・六六 幅員 四・八二 四・九〇

●東京都告示第九百一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため
の法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」とい
う。）第四十六条第二項の規定に基づく届出があったので、
法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害

者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年六月二十六日

東京都知事 小池百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ブライトウェイ	エキスパート	葛飾区堀切5-9-4 トヨタビル1階	令和2年4月1日
東電パートナーズ株式会社	東電さわやかケア神楽坂・初瀬介護	新宿区矢来町57 キャップス神楽坂2階	令和2年4月30日
合資会社TMコミュニケーション	介護センタースカイ江東	江東区亀戸3-48-10	同日
ウカイ商事株式会社	ウカイ薬局ひまわりケアセンター	荒川区荒川2-4-2 2階	同日
一般財団法人日本医療輸出協力機構	築又おひさま訪問介護事業所	葛飾区築又7-13-8	同日
一般社団法人ぼちぼち	一般社団法人ぼちぼち	文京区小石川3-1-7-301	同日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ブライトウェイ	エキスパート	葛飾区堀切5-9-4 トヨタビル1階	令和2年4月1日
ウカイ商事株式会社	ウカイ薬局ひまわりケアセンター	荒川区荒川2-4-2 2階	令和2年4月30日

サービスの種類 同行援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ニューエイジ	ニューエイジサービス	板橋区大谷41-28-3	令和2年4月6日
ウカイ商事株式会社	ウカイ薬局ひまわりケアセンター	荒川区荒川2-4-2 2階	令和2年4月30日
株式会社ナムラ・コーポレーション	グリーンリーフ西東京	西東京市田無町7-4-5 キャビン202	同日

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人SUN	生活訓練SUN	目黒区中央町2-30-11 KY/ハイツ103	令和2年4月30日

●東京都告示第九百二二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十六条第一項の規定により、令和二年五月一日付けで指定障害福祉サービス事業者を指定したので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年六月二十六日

東京都知事 小池百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
アンシャンテ株式会社	訪問介護事業所シンプリシティ	港区新橋3-3-13 TsaoHibiya4階	身体障害者	知的障害者	精神障害者
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ江戸川橋	新宿区山吹町359 ナレッジハウス1階			
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ二子玉川	世田谷区玉川2-11-10 玉川フラット1階			
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ永福町	杉並区永福2-42-4 シーズ・レジデンス永福町パレス206			
セントケア東京株式会社	セントケア池袋	豊島区池袋2-35-12 井戸ビル1階	身体障害者	知的障害者	障害児
合同会社係ケアサービス	西池袋ホームヘルプサービス	豊島区西池袋3-33-6 SHKビル3階			
有限会社希ヶアサービス	有限会社希ヶアサービス	板橋区幸町20-14			
株式会社ベスト・ケア	ベスト・ケアヘルパステーション土支田	練馬区旭町1-41-13 カーサすみれ101			
株式会社KYAふくらうず	訪問介護事業所 ケアリング	練馬区土支田4-5-25			
株式会社OA総研	築又おひさま訪問介護事業所	葛飾区築又7-13-8	身体障害者	知的障害者	精神障害者
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ藤崎	江戸川区藤崎町1-19-6 コーポ大新III1階			
株式会社エスゴワール	やわら介護江戸川	江戸川区江戸川2-8-77 リバーサイドハイブ松丸1号室			
株式会社達富	鶴亀笑福点	江戸川区北小岩6-42-4			
アカンパニー株式会社	訪問介護本舗つかさ	三鷹市下連雀6-8-50 パークスクエア305			
株式会社彩	いろどりステーション	多摩市貝取1470-1 春風荘101	身体障害者		精神障害者
社会福祉法人SHIP	ウォーク	あきる野市秋川1-12-1-1B	知的障害者		精神障害者

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
アンシャンテ株式会社	訪問介護事業所シンプリシティ	港区新橋3-3-13 TsaoHibiya4階	身体障害者	知的障害者	精神障害者
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ江戸川橋	新宿区山吹町359 ナレッジハウス1階			
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ二子玉川	世田谷区玉川2-11-10 玉川フラット1階			
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ永福町	杉並区永福2-42-4 シーズ・レジデンス永福町パレス206			
合同会社係ケアサービス	西池袋ホームヘルプサービス	豊島区西池袋3-33-6 SHKビル3階			
有限会社希ヶアサービス	有限会社希ヶアサービス	板橋区幸町20-14			
株式会社ベスト・ケア	ベスト・ケアヘルパステーション土支田	練馬区旭町1-41-13 カーサすみれ101			
株式会社KYAふくらうず	訪問介護事業所ケアリング	練馬区土支田4-5-25			

株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ葛崎	江戸川区葛崎町1-19-6 コーポ大新田1階		
株式会社エスポワール	やわらか介護江戸川	江戸川区江戸川2-8-77 リバーサイドハイツ松丸1号室		
株式会社達富	鶴亀築橋点	江戸川区北小岩6-42-4		
アカンパニー株式会社	訪問介護本舗つかさ	三鷹市下連雀6-8-50 パークスタジアム305		
株式会社彩	いろどりステーション	多摩市貝取1470-1 春風荘101	身体障害者	精神障害者
社会福祉法人SHIP	ワーク	あきる野市秋川1-12-1-1B	知的障害者	精神障害者

サービスの種類 同行援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
一般財団法人脳神経疾患研究所	ヘルパーステーション梅ヶ丘	世田谷区松原6-37-1	身体障害者	障害児

サービスの種類 行動援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
社会福祉法人むそう	生活支援センター あつと東京	世田谷区瀬田2-6-8		
株式会社Take Aim	訪問介護福は家	杉並区音福4-17-6		
株式会社アミュ	介護福祉サービス栢木	日野市神明1-10-20		
社会福祉法人SHIP	ワーク	あきる野市秋川1-12-1-1B	知的障害者	精神障害者

サービスの種類 生活介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
一般社団法人Calin昭島	ロングサポートLa・Nature	昭島市上川原町3-8-20	身体障害者(肢体不自由)	
特定非営利活動法人樺	福祉作業所天成寺	国立市富士見台3-33-22		

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
株式会社Rodina	リワークセンター日本橋	中央区日本橋1-2-10 一東洋ビル7階	精神障害者	
社会福祉法人つるかわ学園	支援センターソラーレ	町田市野田町851-1	知的障害者	

サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
株式会社トライ・アングル	ディーキャリア府中オフィス	府中市八幡町1-8-20 1から3階まで	精神障害者	

サービスの種類 就労継続支援A型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
合同会社サンフラー	向日葵	江東区大島8-42-8	知的障害者	精神障害者

サービスの種類 就労継続支援B型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
社会福祉法人ひばり福祉社会	食彩さしすせそ	府中市武蔵台1-8-18 大貫ビル1階	知的障害者	

サービスの種類 就労定着支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社チャレンジド	チャレンジド板橋区校所前	板橋区板橋2-61-10 藤畑第1ビル301	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病等対象者
株式会社コロボート	Cocorport 調布Office	調布市小島町3-69-14 第二荒井ビル1階	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病等対象者

サービスの種類 自立生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
株式会社ミヤビカ	すこやかサポート館	板橋区東新町2-20-1	知的障害者	
一般社団法人イドコロ	イドコロ相談所	立川市羽衣町3-1-12 マンション書301	知的障害者	精神障害者

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
株式会社桜花	グループホーム桜花	大田区久が原1-3-4
トラステック株式会社	にやおん葛飾グループホーム	葛飾区
Amu. あむ株式会社	Amu. あむハウス調布	調布市
特定非営利活動法人あしんネットワーク	ATLIFE調布	調布市
わんビット合同会社	グループホームわおん町田ひろば	町田市木曽西5-20-33

●東京都告示第九百三三号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項及び第八項の規定に基づき、東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（令和二年一月二十三日東京都告示第七十号）一（十）の別に定める「くろまぐろ」の一部を令和二年六月一日付けで次のように変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

令和二年六月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

第2の表中「9. 6トン」を「15. 5トン」で、「1. 0トン」を「0. 9トン」で、「14. 5トン」を「22. 6トン」で、「1. 5トン」を「0. 6トン」に改め、第3中「8. 1トン」「12. 5トン」を

14. 1トン	21. 5トン
---------	---------

8. 1トン	12. 5トン
4. 0トン	
1. 0トン	
1. 5トン	
1. 6トン	

14. 1トン	21. 5トン
6. 1トン	
1. 0トン	

に改める。

3. 5. 7. 2.
3. 5. 7. 2.

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第七十号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第二項の規定により令和二年四月一日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年六月二十六日

東京都選挙管理委員会

政治団体名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地
自由民主党東京都台東区第二十八支部	小島 智史	大野 晴弘	東京都台東区下谷3-2-8
自由民主党東京都目黒区第三十三支部	清水 昌樹	佐藤 直三	東京都目黒区目黒2-12-13
伊藤ともゆき後援会	伊藤 智之	伊藤 智之	東京都立川市一番町4-7-67
大谷としき後援会	大谷 俊樹	大谷 俊樹	東京都国立市富士見台3-2-4
春日亀小判後援会	春日亀 小判	春日亀 小判	東京都多摩市豊ヶ丘1-59-11
日下瑞貴後援会	岡崎 綾修	加藤 隼太	東京都新宿区中落合1-1-25
こだまかくお後援会	児玉 覚生	児玉 覚生	東京都世田谷区若林4-23-3
市民派無所属西東京	納田 さおり	横山 益生	東京都西東京市南町3-21-4
女性区長で練馬を元気にする会	浅野 克彦	浅野 志都香	東京都練馬区春日町4-18-8
新憲法政策研究会	宮本 瑞樹	鈴木 考将	東京都千代田区平河町1-2-2
timespot政治カフェ	児玉 覚生	児玉 覚生	東京都世田谷区若林4-23-3
ちだ伸也後援会	智田 伸也	織田 勝久	東京都町田市山崎町2130
辻村ともこ後援会	手塚 松二	鶴川 典子	東京都狛江市岩戸南3-18-13
つたえりな後援会	大熊 健司	関根 栄一	東京都葛飾区高砂3-12-17
中野総合政策研究所	渡邊 武	渡邊 武	東京都中野区東中野3-23-8
新島つねお後援会	新島 恒雄	菅原 清昭	東京都江東区亀戸7-45-6
西東京市のみらいを創る会	山崎 英昭	山崎 英昭	東京都西東京市泉町5-15
西山かずひろ後援会	上村 聡	樋口 晃司	東京都練馬区中村南1-11-16
日本バンカラ党	武藤 心平	佐藤 志保	東京都千代田区一ツ橋2-3-1
日本共産党金子けんたろう後援会	松本 俊次	岸 正幸	東京都杉並区浜田山3-26-27
日本與憲	越田 博俊	安藤 貴史	東京都台東区上野3-17-2
納田さおり後援会チームグリーン	中尾 眞砂美	横山 益生	東京都西東京市南町3-21-4
原岡顯後援会	原岡 顯	原岡 顯	東京都大田区西馬込1-10-14
堀よしあき後援会	堀 吉彰	堀 千代	東京都墨田区吾妻橋1-23-30
町田エンジン市民の会	今村 路加	河辺 文博	東京都町田市小山町997-18
やぶさき一郎後援会	八武崎 一郎	鈴木 喜士泳	東京都江戸川区新堀1-12-7
山口かずひこサポータークラブ	山口 和彦	山口 和彦	東京都西多摩郡檜原村516-1
理想政治フォーラム	浅野 克彦	浅野 志都香	東京都練馬区春日町4-18-8
若い力。	堀 吉彰	堀 千代	東京都墨田区墨田4-29-13

●東京都選挙管理委員会告示第七十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第三項第三号の規定により、東京都議会議員補欠選挙（大田区、北区、日野市及び北多摩第三の各選挙区）を次の期日に行う。

なお、選挙すべき議員の数は、各選挙区一である。

令和二年六月二十六日

東京都選挙管理委員会

選挙期日 令和二年七月五日

●東京都選挙管理委員会告示第七十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、令和二年七月五日執行の東京都議会議員補欠選挙（大田区、北区、日野市及び北多摩第三の各選挙区）における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和二年六月二十六日

東京都選挙管理委員会

大田区選挙区

選挙長

安藤 充

大田区羽田三丁目一番二号

選挙長職務

中山 六男

代理者

大田区下丸子二丁目十八番十五一〇四号

北区選挙区

選挙長

上川 晃

北区赤羽北二丁目一番一号

選挙長職務

揖斐 正吉

代理者 北区浮間三丁目一番三三〇四号

日野市選挙区

選挙長

會津 幸子

日野市東豊田四丁目十番地の十六

選挙長職務

青木 義雄

代理者 日野市万願寺三丁目十二番地の二十二

北多摩第三選挙区

選挙長

大久保政純

調布市国領町四丁目八番地三

選挙長職務

清水 和夫

代理者 調布市上石原一丁目二十一番地五

●東京都選挙管理委員会告示第七十三号

東京都議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和三十八年東京都条例第三号）第三条第一項の規定により、令和二年七月五日執行の東京都議会議員補欠選挙（大田区、北区、日野市及び北多摩第三の各選挙区）における選挙公報掲載申請期限を次のとおり定めた。

令和二年六月二十六日

東京都選挙管理委員会

選挙公報掲載申請期限

令和二年六月二十六日 午後五時

●東京都選挙管理委員会告示第七十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和二年七月五日執行の東京都議会議員補欠選挙（大田区、北区、日野市及び北多摩第三の各選挙区）における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和二年六月二十六日

東京都選挙管理委員会

大田区選挙区

場所 大森スポーツセンター

大田区大森本町二丁目二番五号

日時 令和二年七月五日 午後九時

北区選挙区

場所 滝野川体育館

北区西ヶ原二丁目一番六号

日時 令和二年七月五日 午後九時

日野市選挙区

場所 日野市市民の森ふれあいホール

日野市日野本町六丁目一番地の三

日時 令和二年七月五日 午後九時

北多摩第三選挙区

場所 調布市役所五階特別会議室

調布市小島町二丁目三十五番地一

日時 令和二年七月六日 午前十時

●東京都選挙管理委員会告示第七十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定により、令和二年七月五日執行の東京都議会議員補欠選挙（大田区、北区及び日野市の各選挙区）において、開票の事務を選挙会の事務に併せて行う。

令和二年六月二十六日

東京都選挙管理委員会

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年六月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

国分寺市日吉町三丁目一番二
十七、同番二十八、同番二十
八地先、六番二及び同番二十
から同番二十三まで
野村不動産株式会社
代表取締役 宮嶋 誠一

国分寺市北町一丁目十番二十
八、十一番四及び同番二十四
武蔵野市吉祥寺本町一丁目
三十一番十一号
アグレ都市デザイン株式会
社
代表取締役 大林 竜一

東大和市蔵敷二丁目五百十番
六十六及び五百一十一番
東大和市中央四丁目九百六
十五番地の百七十一
株式会社鈴建
代表取締役 鈴木雄一郎

あきる野市野辺字川原千二百
五十五番六、同番十、同番五
十一、同番六十三及び同番六
十四
立川市砂川町五丁目一番地
の一
株式会社カオルコーポレー
ション
代表取締役 市川 雄二

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に

あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和二年六月二十六日から四月以内に東京都産業
労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)に到着するよう提出してください。
令和二年六月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名

いなげや下石神井店

二 店舗所在地

練馬区下石神井四丁目三十四番二
十六号

三 設置者名

株式会社いなげや

四 設置者住所

立川市栄町六丁目一番地の一

五 変更前の設置者の
代表者名

成瀬 直人

六 変更後の設置者の
代表者名

本杉 吉員

七 変更を行った小売
業者の氏名又は名
称

株式会社いなげや

八 変更前の小売業者
の代表者名

成瀬 直人

九 変更後の小売業者
の代表者名

本杉 吉員

十 変更日

令和二年四月一日

十一 届出日

令和二年六月四日

十二 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十三 縦覧期間

令和二年六月二十六日から同年十
月二十六日まで。ただし、東京都
の休日に関する条例(平成元年東
京都条例第十号)に定める休日を
除く。

十四 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

一 店舗名

いなげや保谷駅前店

二 店舗所在地

練馬区南大泉三丁目十三番三十一
号

三 設置者名

株式会社いなげや

四 設置者住所

立川市栄町六丁目一番地の一

五 変更前の設置者の
代表者名

成瀬 直人

六 変更後の設置者の
代表者名

本杉 吉員

七 変更を行った小売
業者の氏名又は名
称

株式会社いなげや

八 変更前の小売業者
の代表者名

成瀬 直人

九 変更後の小売業者
の代表者名

本杉 吉員

十 変更日

令和二年四月一日

十一 届出日

令和二年六月四日

十二 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十三 縦覧期間

令和二年六月二十六日から同年十
月二十六日まで。ただし、東京都
の休日に関する条例(平成元年東
京都条例第十号)に定める休日を
除く。

十四 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

<p>一 店舗名 いなげや練馬関町南ビル</p> <p>二 店舗所在地 練馬区関町南一丁目九番四十一号</p> <p>三 設置者名 株式会社いなげや</p> <p>四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地の一</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 成瀬 直人</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 本杉 吉員</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげや ほか一名</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 成瀬 直人 (株式会社いなげや) ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 本杉 吉員 (株式会社いなげや) ほか</p> <p>十 変更日 令和二年四月一日ほか</p> <p>十一 届出日 令和二年六月四日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 令和二年六月二十六日から同年十月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 いなげや練馬南大泉店</p> <p>二 店舗所在地 練馬区南大泉二丁目六番十五号</p>
<p>三 設置者名 株式会社いなげや</p> <p>四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地の一</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 成瀬 直人</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 本杉 吉員</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげや</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 成瀬 直人</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 本杉 吉員</p> <p>十 変更日 令和二年四月一日</p> <p>十一 届出日 令和二年六月四日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 令和二年六月二十六日から同年十月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

